

(提出書類)	(変更する事項)	商号又は名称	代表者		役員		政令使用人		専任の宅建士		事務所所在地	氏名の変更					従業者	注意事項	
			就任	退任	就任	退任	就任	退任	代表者	役員		政令使用人	専任の宅建士	代表者	役員	政令使用人			専任の宅建士
届出書様式	変更届出書 (様式第3号の4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 窓口受付時間 月・火・木・金(祝日、12～13時を除く) 変更届の提出期限は、事実発生日から30日以内です。 「○」のついているものが必要書類です。「②」と表示されているものは2部提出してください。(1部は受付後返却します。) 郵送による申請の場合は返信用封筒(切手貼付済)を同封してください。 公的証明書については、発行後3か月以内のものに限ります。 従たる事務所に関する変更についても同様の届出が必要です。 押印不要です。 電子申請の場合は、電子申請用の必要書類一覧表をご確認ください。
	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書 (様式第3号の2)	○	○								○	○							<ul style="list-style-type: none"> 変更のあった事項の欄を記入。 変更項目が複数の場合(例、代表者と専任変更など)、一つの届出にまとめて記入。
	従業者異動届		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 宅建業の従業者に変更が生じた場合に必要。 代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事する者が対象。
添付書類	誓約書		○	○		○													<ul style="list-style-type: none"> 対象者が複数の場合でも1通でよい。
	専任の宅地建物取引士設置証明書								○	○									<ul style="list-style-type: none"> 「宅建業に従事する者の数」には専任の宅地建物取引士を含む人数を記入する。
	代表者等の連絡先に関する調書		○	○		○						○	○	○					<ul style="list-style-type: none"> 変更のあった者のみ記入。
	略歴書		○	○		○			※										<ul style="list-style-type: none"> ※はどちらかひとつでよい 代表取締役、取締役、業務執行社員、監査役、政令の使用人などの役職を持つ者は、この略歴書を使用する。専任の宅建士と役員等を兼任している場合もこちら。
	略歴書(専任の宅地建物取引士等)								※										<ul style="list-style-type: none"> ※はどちらかひとつでよい 役職が「専任の宅建士」のみである者は、この略歴書を使用する。
	身分(身元)証明書		○	○		○													<ul style="list-style-type: none"> 本籍地の市町村で発行される証明書 運転免許証やマイナンバーカードではないので注意
	登記されていないことの証明書		○	○		○													<ul style="list-style-type: none"> 熊本地方務局(熊本市大江)の窓口で交付を受けることができる。 郵送による申請の場合は、東京法務局のみの受付。 証明する事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の欄にチェック。
	従業者証明書の写し		○	○		○			○				○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 宅建業の従業者に変更が生じた場合に必要。 代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事する者が対象。 台紙は所属団体で購入する等対応してください。
	専任の宅地建物取引士の顔写真								○										<ul style="list-style-type: none"> 縦10cm×横7cmで撮影後6ヶ月以内のもの。
	事務所使用の権限に関する書面										○								<ul style="list-style-type: none"> 事務所移転、事務所申請の場合に必要。
	事務所付近の案内図										○								<ul style="list-style-type: none"> 最寄りの交通機関、公共施設等の位置が明示されたもの。
	事務所の写真										○								<ul style="list-style-type: none"> 外観2枚、内観2枚。(これ以上でも可) ・業者票、報酬額表が掲示されていることがわかるもの。 間取図を提出させる場合がある。
履歴事項全部証明書	○	○	○	○						○	○	○						<ul style="list-style-type: none"> 変更事項が確認できるもの。 法務局発行(オンライン請求のもの不可) 	
戸籍抄本													○	○				<ul style="list-style-type: none"> 氏名の変更が確認できるもの。 変更前後の氏名、変更年月日がわかるもの。 	
宅地建物取引業者免許証の原本	○	○								○	○							<ul style="list-style-type: none"> 現在使用中の免許証の原本 免許証はA4横型 	
その他	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (様式第7号)								(○)	(○)								<ul style="list-style-type: none"> 宅建士の従事先の変更が完了していない場合は、宅建士個人の名義で提出が必要。 	
	(郵送申請の場合や免許証の書換がある場合) 切手貼付済の返信用封筒	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の控えの送付に使用する。 書換後の免許証を郵送で受け取りたい場合も提出する。通常は電話で連絡し窓口受け取り。 	

※届出書等様式ダウンロード方法
「熊本県ホームページ」 → キーワードで探すに「宅建」と入力し検索 → 「各種申請書等様式(宅建業者・宅建士)」 → 必要な書類のページを開き「手続き用紙と様式」からダウンロード